

見積依頼書

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会計課長 今西 耕平

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
5PRX1GT00040		5PSF1C20002 0001				E7-2	
品名 または 件名							
陸上自衛隊用賀駐屯地で使用するガス							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
予定数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
関東処 用賀支				用賀支 総管理課 営繕班			
搬入場所				納期または工期			
用賀支 総管理課 営繕班				令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)			

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計課事務室

3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：

提出日時場所：令和7年3月25日(火) 10時00分

4 決定方式及び契約方式

決定方式：単価 契約方式：随意契約

5 注意事項

- 仕様などに関するお問い合わせは 営繕班 小山 までお願いします。(内線) 322
- 令和7年3月25日10時までに見積書の提出をお願いします。
(FAX可としますが、後日原本の提出をお願いします。)
- 参加する者に必要な事項
契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。
- 落札者の決定方法
 - ① 予定総価(単価×予定数量)をもって決定する。
 - ② 見積金額は、各社において設定する契約ガス単価(基本料金)及び使用ガス量に対する単価(従量料金)を記載(少数二位まで)し仕様書に提示する予定使用ガス量に基づき算出した各月の対価の年間総額を記載すること。
 - ③ 見積価格の算定にあたり、原料費調整による調整額及び早収・遅収料金は考慮しない。
- 見積りの方法
見積書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
- 見積りの無効
 - ① 注意事項に示した参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - ② 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- その他
代金支払いに伴う振込手数料がある場合は、請負側の負担とする。
- 問い合わせ先
〒158-0098
東京都世田谷区上用賀1-20-1
陸上自衛隊関東補給処用賀支処

総務部会計課契約班 担当：近藤
電話03-3429-5241（内線）378
FAX 03-3429-5245

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
陸上自衛隊用賀駐屯地で使用するガス	仕様書番号	E7-2
	作 成	R7. 1. 21
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処 総務部管理課

1 概 要

- (1) 需給場所 陸上自衛隊用賀駐屯地
東京都世田谷区上用賀1丁目20-1
- (2) 業種及び用途 官公署（庁舎等）

2 ガスの概要

- (1) ガスの種類 都市ガス13A
- (2) 供給熱量 一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款（需給場所で払い出す託送供給）による。
- (3) 供給圧力 低圧
- (4) 対象メーター

No.	型式	番号	設置場所	使用用途
1	NB 10	184 492 424	1号隊舎（北側）	湯沸器等
2	NB 6	459 369 222	1号隊舎（南側）	湯沸器等
3	NB 2.5	499 072 531	警衛所	湯沸器
4	NB 16	184 687 395	体育館	湯沸器
5	NS 30	154 689 516	体育館	温風暖房器
6	NB 10	184 492 362	器材工場	湯沸器等
7	NS 16	529 687 210	本部隊舎	厨房
8	NB 6	451 437 067	本部隊舎	湯沸器
9	NB 6	429 400 670	受電所	GHP

3 予定ガス使用量

(1) 予定年間ガス使用量 7175 m³

※ 予定年間ガス使用量とは、1年間の予定月別使用量の合計量をいう。

※ 予定年間引取量は、1年間の最低引取量をいい、予定年間ガス使用量の80%以上とする。

(2) 予定月別使用量

一般

年月	使用量 (m ³)	年月	使用量 (m ³)
令和7年4月	443	令和7年10月	340
令和7年5月	360	令和7年11月	391
令和7年6月	322	令和7年12月	548
令和7年7月	240	令和8年1月	474
令和7年8月	203	令和8年2月	754
令和7年9月	236	令和8年3月	505
合計			4816

GHP

年月	使用量 (m ³)	年月	使用量 (m ³)
令和7年4月	25	令和7年10月	50
令和7年5月	33	令和7年11月	66
令和7年6月	126	令和7年12月	144
令和7年7月	531	令和8年1月	122
令和7年8月	475	令和8年2月	225
令和7年9月	453	令和8年3月	109
合計			2359

4 供給期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

5 使用量の測定方法

(1) 一般ガス導管事業者が設置した計量器により、原則毎月1日から当該月末までの使用量の検針を行うものとする。

(2) 検針場所は別図による。

6 ガス供給設備の財産分界点
敷地境界とする。

7 保安上の責任分界点
ガス事業法の規定による。

8 保 安
供給者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス消費機器の調査及び危険発生防止の安全周知を行うものとする。

9 料 金

- (1) 料金は、公的機関の発表する貿易統計（3ヶ月平均値）のガスの原料に関する価格にもとづき算定するものとする。
- (2) ガス料金は、ガス小売事業者の原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。

10 緊急時の対応

ガス事業法に定める保安責任を負うものとする。

11 その他

- (1) 供給者は用賀駐屯地に対し、ガスを常に安定供給するものとする。ただし、一般ガス導管事業者が定める一般ガス供給約款による使用の制限等に関する事項の場合は除くものとする。
- (2) 供給者は、業務上知り得た情報並びに事項については、他に漏らしてはならない。供給終了後も同様とする。
- (3) 検針・保安等に伴う敷地内への出入の際は、官側の定める関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、検針及び点検等に関係のない場所及び建物への出入は禁止とする。